

## 【論 説】

# 藩屏概念の具現化をめぐる相剋 —寺田屋事件の思想的—断面—

工 藤 憲一郎

### 目 次

はじめに

第1節 有馬新七の建言

第2節 有馬新七の君臣観・忠誠観

第3節 島津久光の国事周旋方針

第4節 激派志士の義挙計画

(1) 平野国臣・真木和泉の論策

(2) 薩摩藩尊攘激派の方策とその性格

結び

### はじめに

文久2年（1862）4月、薩摩藩の国父（藩主島津茂久の父）である島津久光は国事周旋を期して、士卒1000余人を率いて上京した。この久光の率兵上京に際して、有馬新七ら同藩の尊王攘夷激派は藩外の志士（田中河内介・小河一敏・真木和泉など）との協同の下に、関白九条尚忠及び京都所司代酒井忠義の排除を目的にした武装蜂起（義挙）を企図した。この有馬らの行動は久光の意志に反したもので、結果的に同月23日、伏見の船宿寺田屋において、有馬ら8名が久光の命を受けた同藩の鎮撫方によって殺傷された。有馬らは自分たちの行動が久光の意に反していることを認識していながら、蜂起の計画を進めていたのであるが、彼らは自らの行動を主家（藩）への忠誠という見地から、いかに位置付けていたのであろうか。彼らの行動は国父に対する反逆であったのか、あるいは何らかの忠誠上の意義を有していたので

あろうか。

久光と有馬ら激派の間の対立点を、池田敬正氏は国事周旋における武力行使の是非をめぐる見解の相違に求めている。久光が内乱を避けようとしたのに対し、激派はそれを忌避しなかったという。ただし、両者は「封建的支配者」という点では同一であったと、同氏は指摘する<sup>1)</sup>。町田明広氏は「皇政回復」という概念を提起することで、両者の間の「皇政回復」観の相違について論じている。久光が「徳川公儀体制維持・封建制存続」を図っていたのに対して、有馬らは「天皇親政」を目指し、「廢幕」を志向——「徳川公儀体制および封建制そのものを否定」——していたという<sup>2)</sup>。このように池田・町田両氏は、「封建」という論点をめぐり、久光と激派それぞれの位置付けについて見解を異にしている。義挙計画にかかわった有馬や真木和泉・平野国臣などが封建制を肯定していたという指摘は、夙に多くの先学によってなされているところである<sup>3)</sup>。本稿では先行研究における見解の齟齬に留意して、藩という封建権力をめぐる当事者の意識について検討したい。

義挙計画と久光への忠誠との関係性については、町田氏が、有馬らは九条閑白と酒井所司代を討つことが、「結果的に久光の功業に結びつき、かつ、久光への忠誠に他ならないとの、独善的とも思える解釈をしている」と指摘している<sup>4)</sup>。ただし、有馬たちの「独善的」な忠誠意識がいかなる理念に支えられていたのかについては、同氏は論及していない。また芳即正氏は、有馬らは久光の意に背くことで自ら犠牲となり、久光の京都滞在の根拠を強化することを意図していたという解釈を示している<sup>5)</sup>。その一方で毛利敏彦氏は、義挙の意図は久光を「反幕挙兵」に巻き込むことであったと論じており<sup>6)</sup>、激派による義挙計画の性格については、いまだに見解が一定していない。

寺田屋事件が勃発した要因は、薩摩藩の国事周旋をめぐる久光と有馬ら尊攘激派との間の意見の相違にあった。本稿では、その相違が意味するところについて、久光と激派の両者がともに認めていた「藩屏」という概念に着目しながら、再検討を試みたい。

## 第1節 有馬新七の建言

有馬新七は、西郷隆盛や大久保利通も所属した薩摩藩の尊攘有志グループ、精忠組の主要な成員であった。精忠組は安政5年（1858）に死去した島津斉彬の遺志を承継することを期して突出脱藩を企図したが、同6年11月5日に藩主島津茂久から諭書を下付され、その計画を中止した<sup>7)</sup>。同計画における最大の目標であった大老井伊直弼の排除は、安政7年（万延元年）3月3日の桜田門外の変により達成されたが、精忠組と水戸藩の尊攘激派の計画では、主として水戸藩激派が担当する大老要撃とセットで、薩摩藩兵による京都守衛が企図されていた。精忠組は、藩主諭書の「万一時変到来の節は、順聖院様（島津斉彬を指す）御深意を貫き、以国家可抽忠勤心得に候」<sup>8)</sup>——「国家（藩）をもって朝廷に忠勤を尽くす——という言葉質に基づき、藩に対して兵力の動員を要請した。しかし、藩兵派遣は具体化せず、精忠組は大老要撃に独自に呼応するため、改めて突出脱藩を企図したが、島津久光の説得により、結局それを自重した<sup>9)</sup>。

井伊大老の暗殺から1年余りが経過した文久元年（1861）4月2日、有馬は藩主への上書（以下、上書Aと表記）において、薩摩藩による国事周旋を建言した。その動機は、「当時朝廷之御危迫、皇国之興廢ニ相係り候儀御坐候」という有馬の危機感にあった。有馬は、「夷賊弥致横行、幕議は却而益偷安之方ニ相趣……乍恐主上宸襟益不穩……赫々たる皇国遂ニ夷狄之正朔を奉し、開闢以来未曾有之御瑕瑾到来いたし候半茂難測、実に我が国安危興亡之所関係、御一大事此ノ時ニ御坐候所、天下之大小名猶豫不断にして、徒に望観」している事態を憂慮し、「畢竟目前之利害得喪を計較而名分大義之実を不顧、一国一身之禍福を懼て天下之安危を不顧より、断然と天下に大義を倡へ勤王いたし候人無之儀」を批判する。ただし、藩主茂久は「御忠義之御志」を抱懐しているため、「御遠図之御忠略被為在、大義を正し名分を明し、上は朝廷を奉靖、中は幕府を輔け、下は万民左枉之苦を令免賜ふ御規模、固

藩屏概念の具現化をめぐる相剋（工藤）

より御一定之御事」であろうと有馬は「恐察」し<sup>10)</sup>、藩主の忠誠心に訴えかけている。有馬にとって「朝廷を奉靖」とともに「幕府を輔け」ることは自明のことであった。

有馬は、「只今之勢所謂一日之苟安天下万世之憂ニ而、殊に奉勞宸襟候は臣子之罪、一日茂猶豫望観仕候而は難相濟時節と奉存候」と主張し、藩主に対して「御英断」を求める。その内容とは、「天下義兵之魁主と被為成、速に尾張・水戸・越前・筑前・肥前・長門・因幡・土佐等有志之御大名江御直書御遣被遊、深御結合之上、期限を定め、京師江御出馬、勤王之御趣意御奏聞之上、勅命御奉戴、奸賊安藤帯刀酒井若狭守等が輩御誅伐有之、幕府を御輔佐、諸大名を和輯し、外夷を攘除し、皇室再造之御策略御決定被為在度奉存候」というもので、有馬はこれを「第一策」として提案する<sup>11)</sup>。注目すべきは、老中安藤信正及び所司代酒井忠義の「誅伐」は幕府輔佐につながるという考えから、有馬が両名の排除を正当化している点である。安藤は井伊大老の死後、幕閣の中心にあり、井伊の敷いた路線を踏襲して和宮降嫁による公武合体を進めていた。また酒井は、井伊政権下の京都所司代として安政の大獄の指揮に当たり、安藤の下では和宮降嫁の対朝廷交渉を担った。有馬は安藤・酒井を「奸賊」と規定し、その排除を図ったが、それは幕府輔佐を意味し、結果的に「皇室再造」に通ずることを意図したものであった。

また有馬は「第二策」として、徳川慶喜の「徳川御家御後見」（将軍後見職）及び松平慶永の大老職就任、安藤・酒井の「逐斥」、土屋寅直の所司代及び脇坂安宅の老中就任を提案する。将軍後見慶喜・大老慶永という提案は、後の久光の国事周旋方針と合致する。慶喜は島津斉彬が将軍継嗣への擁立を図った人物であり、慶永は斉彬の盟友であった。また安藤の罷免に関しては、これも久光の国事周旋の目標となる。すなわち有馬及び久光が国事周旋において目指していたところとは、井伊大老により失脚させられた旧一橋派の政治的復権であり、井伊政権の余燼を幕府から除去することであった。有馬は、「勿論一橋越前之両侯幕政御輔佐有之候ハ、奉靖叡慮外夷を攘除之策は如何程も可被為出来と奉竊存候」と述べ、慶喜と慶永の幕政指導による尊王攘

夷の実現を希求している。また有馬が、「閣老之中に久世大和守様は頗志も有之御方之由御坐候」と、安藤とともに幕閣の中心にあった久世広周に対しては期待を寄せている点も注目される。安藤・酒井の排斥、土屋・脇坂の登用が図られているのも、それによって「久世候も大に力を得、猶亦所置之道茂可有御坐」きことを期してのことであった<sup>12)</sup>。

有馬によれば、島津家（薩摩藩）による国事周旋は、「上は朝廷を奉靖、中は幕府を輔け、下は万民左枉之苦を令免賜ふ」というだけではなく、同家自体の存続のための行動でもあった。有馬は、「異日天下正路に復し、皇威相振候御代と相成り、朝廷より御望観之罪御正有之候ハ、此より大なる御国難は有御坐間敷、尤天下万世御家之御瑕瑾と奉存候」と主張する。いうまでもなく「御国難」とは、有馬にとっての御国家、すなわち島津家の危難という意味である。有馬は、「普天率土孰不皇土哉、孰不皇土哉、皇土に生れ皇臣として朝廷之御危迫皇国之存亡に致関係候儀をいつ迄も望観可罷在哉」と問いかけ、「殊に太守様には、順聖院様御跡を被為継候御儀ニ付而は、是非御遺志御継述不被為在候而は難被為済御事御坐候得は、此節ニ至候而御望観被遊候而は不被為済御訳合と奉存候」と主張する。では、斉彬の「御遺志」とはいかなるものか。有馬によれば、「昇平年久しく天下有土之君より下庶人に至迄、往々宴安之楽に沈溺し、忠節を朝廷に致すの大義を不弁、偶名分之筋を略致弁明候者も、徒に文弱之方に流れ、断然と名義之実を尽候人は相鮮く御坐候処、順聖院様……深く朝廷を御翼戴、幕府御輔佐、士民御撫育、夷狄を攘除し、皇威を海外に被為振候御誠忠確乎として……規画方略御胸中に御一定被為在、度々御奏聞之訳有之、主上叡慮不淺、股肱柱石之如く被思食、深く御依頼被為遊候」という<sup>13)</sup>。この言に従えば、斉彬は「名分之筋」を弁えていたのみならず、「名義之実」を尽くしていたということになろう。また有馬は、「彼ノ朝廷之御危迫を望観し、利害得失而已を計較して名分義理之実を不顧輩と同しく、太守様を天下万世に奉称候而は、実に臣子莫大之罪……君を奉令陥不義候訳合」<sup>14)</sup>であるとも述べている。では、斉彬や茂久にとっての「名分之筋」、「名義之実」、「名分義理之実」とは、具体的にいか

藩屏概念の具現化をめぐる相剋（工藤）

なることなのか。

上書Aから7か月余り後、11月21日付の藩主への上書（以下、上書Bと表記）のなかで、有馬は、「（茂久が）天朝之御為ニ御忠節御尽被遊候儀第一之御急務、臣子之御職分当然之御儀と奉存候」と主張し、「全躰皇国之藩屏たる御国ニ候得は、御国体（藩の体制）を堅固ニ被為立候儀は、天朝之御為御忠節を御尽被遊候御趣意ニ而可有御坐と奉恐察候」と述べている<sup>15)</sup>。すなわち有馬によれば、茂久が果たすべき「臣子之御職分」とは、「皇国之藩屏たる御国」として「天朝」のために忠節を尽くすことであった。上書Aにあった「名分之筋」、「名義之実」、「名分義理之実」とは、この「皇国之藩屏」という「臣子之御職分」を指していると考えてよいであろう。有馬は上書Bにおいても、「越前侯因州侯土佐侯長州侯等之如き忠義勤王之志有之候御大名方江篤と御結合相成」、「有志之御大名御結合之上は、幕府之奸党等が罪を正シ、諸大名方を和輯シ、外夷を攘除シ、皇室再造之御策略被為在度」など、上書Aとほぼ同一の方策を提案している<sup>16)</sup>。すなわち有馬は2つの上書を同一の見地から作成したのである。そのように考えれば、上書Aにいうところの「名分」と、上書Bに記されている「皇国之藩屏」という「臣子之御職分」とは、確かに意味内容において連結していると言えよう。

藩屏概念に関しては、別稿で突出脱藩計画時の大久保利通の事例について考察したが<sup>17)</sup>、本概念は当該時期の薩摩藩において一定の普及がみられるようである。有馬の上書Bと同月の11月2日付の道島源五郎（正亮）の上書には、「諸侯方タマタマ数代大国ヲ領シ、妻子ヲ養育スルハ、日本ヲ擁護スル藩屏ノ任ニ可有御座候」と記され、「願ハ君御一人ナリトモ、天下国家ノ為メニ夷蛮ヲ征スル大義ヲ御建、禁廷ニ奏議シ、死ヲ以テ御決意被遊候ヘカシ、左候ヘバ天下ノ人皆義旗ヲ荷フテ御陣ニ参スヘシ、是則数代大国ヲ領シ、臣子ヲ撫育シ玉フ御大任ナリ」と述べられている<sup>18)</sup>。藩屏概念に基づいて国事周旋を進言したのは、有馬に限られた行動ではなかった。

また、上書Bのなかで有馬は、「越前侯を大老、市橋侯を徳川家御後見と申所」を「彼奸党等」が承服しなかった時は、茂久が参府の途中、京都に滞

在して勅諭を獲得し、酒井所司代の本拠小浜城及び京都の所司代屋敷を攻略するよう提言している。武力の行使によって「確乎と義旗を被為立、京都御奉護被為遊候ハ、四方勤王之諸大名方不日ニ勃興シ、天下正路ニ帰可申、其上は夷狄を攘除之策は如何程も可有御坐と奉存候」と主張するのであるが<sup>19)</sup>、このような武力行使への志向が、後に島津久光と対立するに至る要因となる。

## 第2節 有馬新七の君臣観・忠誠観

藩主に対して「御忠義御卓立被為在、天下義兵之御先駈被遊、順聖院様御遺志御継述、皇室御再造宇内を御掃清被為在候御鴻業坐候得がし」<sup>20)</sup>と勸説する有馬新七の建言は、いかなる思想に基づいた行動であったのか。有馬は上書Aにおいて、「御英断を以て、皇国非常之御大難を御鎮め被遊之御決心被為在、天下に先だち勤王之大義を御倡被遊度」と建言するのは、「臣正義（有馬新七の諱）区々奉報御国家無究之至恩度と之本心に御坐候」と述べている<sup>21)</sup>。「御国家」（島津家）の「無究之至恩」に報いたいという動機が、藩主に対して「勤王之大義」を首唱するよう求める建言として発現したとの主張であるが、これに従えば、有馬の建言は主家に対する忠誠行動であったことになろう。

有馬は「都日記」安政5年（1858）9月9日条において、「各国の大名達」は「皇国の御楯」であり、「朝廷の御危難」を「望観」せず、「奸賊等」を「征伐」しなければならないと主張している。そして同時に、「各国の主達の臣等」においては、「其が主人を輔佐て、朝廷の御為に忠勤」させることが「家臣の道」であるとも述べる。有馬は、大名家の家臣にとって、朝廷との関係性は「大君臣」、「其が主」とのそれは「小君臣」であると規定しているが<sup>22)</sup>、ここで注意を要するのは、「小君臣」といえども、その間に主従関係がある以上、有馬が大名家の家臣における「其が主」への忠誠義務を自明のものとしている点である。有馬が上述の藩主への建言を行った時期においても同様

藩屏概念の具現化をめぐる相剋（工藤）

の君臣観・忠誠観を抱いていたことは、以下にみる「大疑問答」によって明らかになる。本史料については、文久元年（1861）10月頃に作成されたものと久保田収氏により推定されている<sup>23)</sup>。

勤王という目的のために藩の統制を離れて独自行動することの是非について、有馬は問答体における問の形式で次のように問題提起する。

或問曰、申奉るも畏けれど、只今にても朝廷に御大事坐むに、我が藩国をも捨て朝廷辺に馳参て忠勤こそ大義ならめと申す説も有る趣なれど、今は各国其が主人てふ物有て、其が世祿譜代の臣子等は朝廷の御為なればとて己が藩国を捨て譜代恩顧の主人を後にするは、徒に己れ一箇の名を潔くするの挙動にて、大忠義とは申されましく存ぜられ候は如何。<sup>24)</sup>

藩の統制を離れた行動は「藩国」・「譜代恩顧の主人」の存在を無視するものではないかとの疑問に対して、有馬は、「答曰、御尤なる御尋に候。此は大義の所関係に候得者、最と熟く詳に弁め知らずしては難叶儀に候」<sup>25)</sup>として、勤王のための独自行動について正当化してゆく。まずは有馬の君臣観を確認したい。

皇国は真の神国にて、天皇命は正しく天津神の御正統に坐て今宸極に現御神と照臨坐て天下所知食し、各も余も同しく神の御裔なれば誰か一人も朝廷の臣民ならざる者有らむや。然れば今各国の臣子らの各其が主と仰く所の国主城主等も余等如き賤男も、朝廷より看行す時は各朝廷の臣民にて候。故に大君と申奉るは天皇命御一人に限奉る御事にて……今各国君と仰き臣と畏むは小君臣の義とも可申候。余等如き零落し賤男も其が姓は朝廷より賜へる姓にて大君臣の大義たる大根元よりいえば、朝廷の臣なること明白に候。<sup>26)</sup>

「都日記」と同様の「大君臣」・「小君臣」論が展開されているが、その立



論の前提は、「今各国の臣子らの各其が主と仰く所の国主城主等も余等如き賤男も、朝廷より看行す時は各朝廷の臣民にて候」という、朝廷の下での「各国の臣子ら」と「国主城主等」の間の根本的な平等性である。そのような観点から大名家内部の主従関係は、「大君臣の大義」との比較上、「小君臣の義」と相対化されることになる。また有馬は、「天皇命は大君に坐て天地の初の時ゆ現御神と仰奉り仕奉れる大君」であるのに対し、大名家内部の主従関係は「世の変革氏々の盛衰へるに就て君臣となれる小君臣」であるとも指摘する。それは、すなわち「世禄譜代の臣てふことも近古の称にて、源頼朝朝臣などより以来世の変革に就て何となく君臣の如くなれる者」に過ぎず、「今の国主城主等は永禄天正の従比かく成れるが多く……其が譜代の臣と称する者も其時より従随える者等」であるという認識に基づいている。よって「大義の場合に当りては、其が軽く小なるを捨て重く大なるを執らむぞ誠に当然の道に候」という結論となり<sup>27)</sup>、究極的には藩からの逸脱が正当化されるのである。

ただし、有馬は藩からの逸脱を積極的に肯定していたわけではなかった。有馬は、「仮初にも朝廷の深く厚き御恩頼を忘れ奉らず、雄々しき大和魂振起し上下一向に心を同くして、若しも朝廷辺に御大事有らば真先がけて馳参て天皇命を守護奉り皇国鎮め奉らむ物ぞと勤むぞ、其が主は勿論にて其が臣等の専と勤むべき儀に候」と述べており、大名家の主従が「上下一向に心を同くして」勤王に努めるという在り方が理想的であると考えていた。故に「此を平常の覚悟と決定て、此の心得以て君に仕えは、変乱の時に当りても君臣共に大義を失はて真の道立ぬべし」として、「此を君をして不義に陥入しめざる忠良の臣と申すにて候」と説いている<sup>28)</sup>。よって「君をして不義に陥入しめざる忠良の臣」であろうとするならば、「己が主たる人柔闇にして朝廷の御大事を猶予して望観て勤王の志無くは、種々に諫言をも申し是非勤王様（ミカトイソシムヨフ）に導き、心及ぶ程才力の有らむ限りを尽」くさなければならぬことになる。すなわち有馬の藩主への建言は、ここにいう主君を「是非勤王様に導」こうとする諫言であったことになろう。そして「其

藩屏概念の具現化をめぐる相剋（工藤）

をも聴用ること無く宜はざる時は所為便なれば」という場合に限り、「不得已己れ一人なりとも朝廷辺に馳参て忠死せむ」とすることが許容されるのである。このような処し方こそが、「大義の分を詳にして能く事の変に所措る忠臣といふべし」と有馬は言う<sup>29)</sup>。有馬は藩の統制を離れた独自行動を正当化しつつも、それをあくまでも他に手段・方法がないという限定条件下においてのみ許容されるものとした。すなわち大名家内部の主従関係は、「大君臣」に対する「小君臣」として価値が相対化されつつも、その存在自体が無価値化されているわけではなかったのである。それ故に、大名への忠誠が家臣にとっての義務であることに変化はなかった。事実、第4節でみるように、有馬ら薩摩藩の尊攘激派は、あえて島津久光の統制の下から逸脱しながらも、彼への忠誠を念頭において武装蜂起計画を進めてゆくのである。

### 第3節 島津久光の国事周旋方針

島津久光は国事周旋に乗り出すにあたり、文久元年（1861）12月、大久保一蔵（後の利通）を京都に派遣し、縁家である近衛家を介した朝廷への事前工作を図った。大久保は翌2年1月14日、権大納言近衛忠房に謁見して久光の国事周旋方針を伝達した。

久光は大久保に託した伝言において、まず「天朝之御危殆実ニ烧眉之急ニシテ被為悩叡慮候御儀……悲泣流涕ニ堪奉ラサルノ次第ニ候」との認識を示す。具体的には、期日の迫った和宮降嫁について言及し、「和宮様御下向ニ付、被仰含候御内策モ被為在タル御由ニ候得共、是ハ決テ頼ニ不相成御事ニ有之間敷哉」と疑問を呈して、「和宮様無理ニ申下シ奉り候者、一朝一夕之奸巧ニ無之、御下向被為成候上ハ掌中之物ニテ、中中勅意ヲ恐レ処置ヲ改候者、思ヒモ不寄事ニ候」と観測する<sup>30)</sup>。そして現状打破を図る「御一挙」について論及する。

御一挙相成候儀篤ト熟思致シ候ニ、申サハ兵ヲ動カスト申訊ニテ、国家

重事ハ勿論、天朝之御安危ニ関係致シ候御儀、誠ニ不輕次第ト奉恐入候得共、前条ノ通り危急之御時節ニ付テハ、不被為得止候御時宜ニ候間、不肖之我等タリ共、苟モ王臣トシテ難忍ニヨリ、皇国復古ノ御大業被為在度奉誠願候<sup>31)</sup>

このように久光は、「王臣」としての立場から、「兵ヲ動カ」して「皇国復古ノ御大業」を目指す「御一挙」についての決意を示す。そして「京地御十分之御守護不相備候テハ、仮令非常之聖断被為在候テモ、戊午ノ覆轍ヲ踏候様ニテハ、反テ奉増御難題、甚奉恐入候」と述べ、安政5年（1858）の水戸藩への戊午の密勅の降下を契機にして始まった大獄の再来を防ぐためにも、「一回発挙之上ハ、必勝之利ヲ謀リ、興復無疑算ヲ尽シ」たいとして、「内策之次第」を提示する<sup>32)</sup>。そのなかで久光は、「供人数五百人余ヲ召連、不日上京可仕」き意向を表明し、「上京之上ハ陽明家（近衛家）へ参殿シ、篤ト建議之上、御内意奉窺」るとの考えを示す。そして朝廷への要請事項として、①久光が「滞京守衛」することを勅諭によって認めること、②薩摩藩の兵力により「御守護十分相備」えた上で、「非常之聖断」によって関東へ勅使を派遣し、幕府に対して「一橋公御後見、越前老公御大老ニ出世相成候様」に命ずること、③「尾藩・長藩・仙台藩・因州・土佐エ別段勅命」を下し、「今般徳川家エ云云勅ヲ被下候間、各談合ニ及ヒ、皇国之御為ニ赤心ヲ尽シ可抽忠誠、万一違勅之廉相頭候ハ、国家之奸賊執政安藤速ニ可加誅伐旨」を命ずること、という3件を挙げる<sup>33)</sup>。②において徳川慶喜の將軍後見職及び松平慶永の大老職への就任を図っている点、また、③において尾張・長州・仙台・因州・土佐という「有志之諸藩」<sup>34)</sup>との協同を図っている点、そして「国家之奸賊」として老中安藤信正に「誅伐」を加える可能性について指摘している点は、第1節でみた有馬新七の建言内容と共通している。また久光は同時に、朝廷人事に関しても言及しており、幕府と協調関係にある関白九条尚忠の退職及び前左大臣近衛忠熙の関白就任、そして青蓮院宮の謹慎解除を求めているが<sup>35)</sup>、九条関白の排除や青蓮院宮の政界復帰に関しては、

藩屏概念の具現化をめぐる相剋（工藤）

後にみるように激派志士の義挙計画においても主要目標となる。

以上の多くの共通点からわかるように、久光の方策と有馬ら激派のそれとの間には、目標設定に関して大きな違いを看取することはできない。しかし、久光と有馬らとの間には確かに意見の相違が生まれ、その相違が寺田屋における流血に帰結することになる。両者の対立の要因は、以下の引用文において久光が述べている内容にあった。

当時種々之議論モ有之、此期ニ臨候上ハ徳川家ヲ捨、大義ヲ唱へ、正々堂々天下ニ義旗ヲ揚ケ、干戈ヲ用ユル之論モ有之哉ニ候得共、夫ニテハ首尾之詰リ甚難問ニ可有之、必竟罪ハ幕役ニ有之候故、眞実皇国復古之赤心以尽忠之者候得ハ、是非干戈ヲ用ヒス国体ヲ傷ハス成就候様策ヲ立度、勿論先々ヨリ徳川家御扶助・公武御合体之叡慮ニテ、先主遺志モ其通候間、何ク迄モ右之御趣意奉貫度ト奉存候<sup>36)</sup>

久光は、「徳川家ヲ捨……干戈ヲ用ユル之論」もあるとしつつも、「必竟罪ハ幕役ニ有之候」——「罪」の所在は、徳川將軍家そのものではなく、その幕僚部（「幕役」）に局限される——という認識の下、「是非干戈ヲ用ヒス国体ヲ傷ハス成就候様策ヲ立度」と述べる。「皇国復古」のために「尽忠」する者として、「叡慮」が「徳川家御扶助・公武御合体」にある以上は、この方針が妥当であるとの判断を示す。また久光個人にとっては、この方針が「先主」（鳥津齊彬）の「遺志」にも適合するという点も重要であった。上述のように久光は、自らの国事周旋に当たって「兵ヲ動かス」ことを決意している。藩の兵力を動員する考えであるにもかかわらず、「干戈」の使用を否定するということの意味するところは、久光にとって兵力はあくまでも目標を達成するための示威の手段であり、その兵力をもって戦闘行動に及ぶことは想定していなかったということであろう。それに対して激派志士は、次節で詳しく見るように、まさに「干戈ヲ用ユル」ことを計画していたのである。そして激派は「徳川家ヲ捨」てること、すなわち徳川幕府の廃絶の可能性も

視野に入れていた。久光と激派の間の最大の対立点は、「徳川家ヲ捨……干戈ヲ用ユル」ことの是非にあった。ただし、基本的姿勢として「干戈ヲ用ユル」ことを否定している久光も、上の引用文の直後において、「乍併不被為得止候儀到来ニ及候テハ、不及是非儀ニ可有之奉存候」<sup>37)</sup>との判断を示しており、武力行使の可能性を完全に排除していたわけではなかった。激派志士たちは久光による武力行使の可能性に賭けて、彼らの義拳計画を進行させてゆくのであるが、その詳細は次節で述べたい。

久光は自身の率兵上京に先立って、文久2年3月10日に藩士に対して論書を下し、藩外の志士との私的な交際・接触を禁じた。特に久光の江戸出府途中及び江戸滞在中——久光の率兵上京は表面上、藩主茂久の参勤に代わって出府するものであった——に「私ニ面会」することを厳禁し、命令に違反した場合は、「天下国家之為実以不可然事候条、無遠慮罪科可申付候事」と、厳格に対処する意向を示している。久光は論書のなかで、藩外の志士と交流するのは、「畢竟勤王之志ニ感激いたし候処より右次第ニ及候筈ニは候得共」と一定の理解は示しつつも、「各国有志と相唱候者共」は、「尊王攘夷を名とし、慷慨激烈之説を以四方ニ交を結び、不容易企をいたし候哉ニ相聞得候」ため、「浪人軽率之所業ニ致同意候而は、当国之禍害は勿論、皇国一統之騒乱を醸出し、終ニは群雄割拠之形勢ニ至り、却而外夷之術中ニ陥り、不忠不孝無此上義ニ而、別而不軽事と存候」と危惧の念を示し、「拙者ニも公武之御為聊所存之趣有之候付、以来当国之面々右様之者共と一切不相交、命令ニ従ひ周旋有之度事ニ候」として、久光の統制の下での行動を藩士に求めた<sup>38)</sup>。

久光は3月16日に鹿児島を出発し、4月10日大坂に到着、当地で改めて「諸藩士浪人等エ私ニ面会不可致事」、「命ヲ受スシテ猥ニ諸方奔走不可致事」、「万一異変到来候共、敢テ不致動揺、下知無之内其場エ不可駈付事」などを命ずる論書を出し、「違背之族」に対しては「無用捨可処罪科者也」と再度警告を発した<sup>39)</sup>。事実、久光は翌11日に、自分の指示に従わずに独自の判断で上坂し、他藩の志士と接触した西郷吉兵衛（後の隆盛）他2名を鹿児島に拘送している（その後、流罪に処す）。久光は13日に大坂を発して伏見の

藩屏概念の具現化をめぐる相剋（工藤）

藩邸に入り、16日京都の近衛邸を訪問、自らの国事周旋に関しての意見書（「口上之覚」及び「別紙趣意書」）を提出する。これを受けて同日、久光に対して滞京のうえ浪士鎮撫に当たるよう命ずる勅旨が下された。

久光は「口上之覚」のなかで、自身の「関東江出府仕候趣意」について、「内実は公武御合体、皇威御振興、幕政御変革被為在候様建白仕度所存ニ御座候」と表明し、その事情を説明する。安政5年の違勅の条約調印と大獄を契機にして、「諸国之人心致紛乱、浪人共尊王攘夷ヲ致主張、慷慨激烈之説ヲ以交ヲ四方ニ結び、或ハ大老ヲ刺シ、或ハ夷人ヲ戮シ候」という状況が生じた結果、「近比ニ相成候而は、殊ニ致増長、終ニは不容易企ニ及候哉ニ伝聞仕候」までに至った事態に対して、久光は、「皇国一統騒乱之基ト相成、勤王之趣意ニモ不相叶、却而外夷之術中ニ陥リ候儀ニ而、実以不可然事ニ御座候」という認識を示す。久光は続けて、「三百年来徳川家之御鴻恩ヲ蒙リ、殊ニ亡兄薩摩守（島津斉彬）臨終之節、国政之儀は勿論、天朝・幕府之御為、宿志致継述、精々尽力仕候様」に遺託を受けたため、「右次第傍観猶予仕候而は、不忠不孝之罪難遁存詰、修理大夫（島津茂久）申談、是非関東江出府、所存十分言上仕候含」で国許を發つたと述べる<sup>40</sup>。すなわち久光の国事周旋は、亡兄斉彬の遺託による「天朝・幕府之御為」の行動であり、「徳川家之御鴻恩」に報いるものであるという意義付けが示されている。なお、前出の3月10日の論書と共通する表現が散見され、浪人による秩序壊乱に対しての久光の危惧の念の深さが明らかになる。なかでも特に「不容易企」とは具体的にいかなることなのか注目されるが、おそらくは1月の近衛家への内示にあった「徳川家ヲ捨……干戈ヲ用ユル之論」を指しているものと思われる。

「口上之覚」によると、出府の途次において「諸浪人共追々上坂仕、私通伏相待、事ヲ起シ候趣」が伝えられ、実際に久光が大坂に着いてみると、「浪人多人数滞坂仕居、紛々之次第」であったので、内々に家臣を遣わして、「其方共実ニ勤王之志有之候ハ、此方致上京、叡慮可奉伺候間、暫時潜居可仕旨」を「精々理解」させたところ、「乍漸承服」したという。そして久光は、「今日（近衛家へ）参殿仕、叡慮奉伺、所存建白仕候」に当たっては、「更ニ

籠暴ニ事ヲ破り候義ニ無御座、天下之人心安堵仕候様御所置被為在度所存ニ御座候」と述べており<sup>41)</sup>、武力を行使することなく国事周旋に当たってゆく意向を明らかにする。

以上のように久光は「口上之覚」において、浪人による秩序壊乱を批判し、自身の国事周旋はそれへの対処を意図したものであると主張している。久光の意見書提出を受けて下命された勅旨は、「浪士共蜂起不穩企有之候処、島津和泉（久光を指す）取押置候旨、先以叡感思召候、別而於御膝元不容易儀於發起は、実々被悩宸衷候事ニ候間、和泉当地滞在鎮静有之候様、思召候事」<sup>42)</sup> というもので、久光の京都滞在を許可する理由は、浪士の「不穩企」を「鎮静」することに求められている。1月に近衛家へ内示された方針では、薩摩藩兵による京都守衛は、「戊午ノ覆轍」の回避を期するためという幕府への示威効果を意図したものになっていたが、勅旨ではその名目が浪士鎮撫に転換されたことになる。久光は「別紙趣意書」においても、朝廷への要請事項として、①栗田宮（青蓮院宮）・近衛忠熙・鷹司政通・鷹司輔熙・一橋慶喜・徳川慶勝・松平慶永の謹慎解除、②近衛忠熙の関白職及び松平慶永の大老職就任、③将軍後見田安慶頼の罷免、④老中安藤信正の罷免、⑤老中久世広周を上洛させ、「前件之儀速ニ取行候様」に命ずること、⑥「大名二三家江御内勅被相下、若幕役共違勅之趣も有之候ハ、速ニ弁責任候様」に命ずること、⑨一橋慶喜の将軍後見職就任という各項目と並んで、⑦「此以後は、叡慮之趣浪人等江不相洩様、御取締厳重有御座度奉存候事」、⑧「浪人共之説妄ニ御信用不被為在候様、乍恐奉存候事」を提示しており<sup>43)</sup>、浪人により壊乱された秩序の回復を図っている。藩兵力を動員した京都守衛の本質は、依然として幕府に対する示威効果を狙ったものであったとしても、そのような意図は公表し得ないという事情もあったろうが、それに加えて率兵上京計画が具体化するのに伴って、浪人による秩序壊乱に対しての久光の危惧が深刻化していたとみるべきではなかろうか<sup>44)</sup>。いずれにしても久光は、朝廷から認可された京都滞在の根拠が浪士鎮撫である以上は、その遂行を求められる立場になったのである。

藩屏概念の具現化をめぐる相剋（工藤）

久光は「天朝・幕府之御為」に「公武御合体，皇威御振興，幕政御変革」を期して，国事周旋に乗り出したわけであるが，それはいかなる使命感に基づくものであったのか。文久2年（1862）の率兵上京から4年後，慶応2年（1866）7月に久光は藩主茂久と連署して上書を関白二条斉敬に提出し，幕府が勅許を得た上で推進した長州再征討を非議して，長州藩への寛典処分を要請している。その上書の冒頭部分は次のようなものであった。

方今内外大小之憂患四方百出，実に皇国危急存亡此時ニ可有御座候，抑今日之形勢推遷いたし候義，一朝一夕之根由ニ無御座，於幕府冠履倒置之義不少，就中十年來外夷御処置振より以往，天下人心痛怨離叛之姿ニ相成，憂国之士是か為に非命に斃るゝ者数を不知，勤王之諸藩国力を不顧東西奔走仕候次第，偏に皇運挽回之至誠を以，聖朝を輔弼し，幕府を扶助し，藩屏之任を竭度と之赤心ニ候処，幕府駕馭之術を失ひ，偏照私親採択宜に不適候故，国是一定，衆議合論之場合にいたり兼，悉ク水泡画餅と成行候義，千載之遺憾ニ御座候<sup>45)</sup>

「方今内外大小之憂患四方百出」を招来した幕府の失政を非難するものであるが，このなかで久光は，「勤王之諸藩」が「東西奔走仕候次第」は，「偏に皇運挽回之至誠を以，聖朝を輔弼し，幕府を扶助し，藩屏之任を竭度と之赤心」であったと主張している。そうであったにもかかわらず，幕府の失態によって「国是一定，衆議合論之場合」に至らず，「悉ク水泡画餅」になったという。諸藩に先がけて国事周旋に乗り出した久光指導下の薩摩藩が，ここにいう「勤王之諸藩」に含まれていることは言うまでもない<sup>46)</sup>。すなわち久光自身が，「聖朝を輔弼し，幕府を扶助し，藩屏之任を竭度と之赤心」から国事周旋を開始したということになる。この上書は大久保一蔵（在京）が草稿を作成し，久光（在藩）が添削して清書した上で提出されたものであった<sup>47)</sup>。この過程から「藩屏之任」という理念が，確かに久光においても共有されていたことが判明する。そして第1節でみたように，有馬新七も藩屏



概念を共有していた。藩屏概念は島津家主従の共通認識であったのである。藩屏という概念を共有しながら、なぜ久光と有馬ら激派とは、薩摩藩による国事周旋の方針をめぐって対立することになったのであろうか。両者の対立は藩屏概念の具現化をめぐる方法論の相違から生じたと考えられるが、その相違については次節でみてゆくことにしたい。

## 第4節 激派志士の義挙計画

### (1) 平野国臣・真木和泉の論策

第1節において薩摩藩による国事周旋を勧説する有馬新七の建言、そして第3節において島津久光の周旋方針についてみてきた。両者は基本的部分において、多くの共通点がみられた。そのような両者の間に生じた最大の対立点は、目標の達成のために武力を行使するか否かというところにあった。そして戦略目標として徳川幕府の廃絶を想定するか否かという点も、両者の間の大きな相違点であった。ただし、幕府の廃絶という論点をめぐっては、先行研究の間で見解の齟齬がある。池田敬正氏は、武装蜂起計画における同志である有馬新七と平野国臣について、両人の間には武力行使の対象として、「幕府役人を対象とするのと幕府自体を対象にするのとのちがいがあった」<sup>48)</sup>とするのに対して、町田明広氏は、有馬・平野及び真木和泉を一括して「尊王志士」と位置付け、ともに「廃幕」を志向——「徳川公儀体制および封建制そのものを否定」——していたと評価している<sup>49)</sup>。本節では、先行研究における見解の齟齬に留意しつつ、激派志士の義挙（武装蜂起）計画の性格について考察してゆく。

有馬新七・田中謙助・柴山愛次郎・橋口壮介など薩摩藩の尊攘急進派が文久元年（1861）12月17日、同藩内において浪士平野二郎（国臣）と面談したことが、両者が提携する契機となったとする点で、先行研究の見解は一致している<sup>50)</sup>。町田氏は、「有馬らは廢帝問題や和宮降嫁の事情を聞かされ、この時点で初めて義挙断行の決心を固めたことは自明である」として、有馬

藩屏概念の具現化をめぐる相剋（工藤）

らが過激化する契機をこの面談に見いだしている。

平野の政見とは、いかなるものであったのか。平野は文久2年正月2日付の柴山愛次郎・橋口壮介宛書翰（「培覆論」）のなかで、「一橋を將軍とし、越前を後見として、其外可然人材を撰みて有司とし、幕府を扶け、以て外寇を攘ふ」という薩摩藩の「御定説」について、そのような発想は「癸丑・甲寅（嘉永6年・安政元年）の砌、幕府のいま衰さる時」のものであり、「水戸烈公、尾張侯、越前侯抔打揃はれ、烈公には順聖公を初め、土州侯、宇和島侯など、種々手を尽し、忠告竭力有之候も、却て罪を蒙られ、一事も行はれず候」という認識を示し、「然るに当時の勢は、江戸旗本を初め、府内の人民に至るまで、聊物を弁へたるものは、皆幕府を恨み侮り候程の事にて、まして諸国の士民は、路頭の嘶に迄、不断悪口輕蔑致候程に至り候。幕府を如何に扶け候とも、徒骨折にて、兎ても角ても行はれ間鋪、迂論窮るといふべし。……かくまで天意を叛き、人心に離れたる者を何を頼みに力を尽すべきや。畢竟天下の大勢を知らざる僻論といふべし」と述べて、薩摩藩の周旋方針を痛烈に批判している<sup>51)</sup>。では、島津久光の率兵上京に際して、平野はいかなる方策を採るべきであると考えていたのか。

平野は文久2年4月8日に「回天三策」をまとめ、それを京都曇華院の候人吉田玄蕃（重義）に託して密奏した。そのなかで平野は、「御合体之機会ハ、已ニ五ヶ年以前ニ有之、即宗族ニモ尾・水・越、外侯ニモ土・因・薩之如キ、英傑俊才之面々、之ヲ謀ルト雖モ、整ハサリシ故轍ニテ、其後益衰弱窮マリタル幕府ヲ憑ミ、攘夷ヲ策スルハ古今ノ愚策ニテ、決シテ行ハレ間敷候」<sup>52)</sup>と述べて、「培覆論」と同様の認識を示している。そのような見地から平野は、以下の具体策を提示する。

### 上 策

一、島津和泉滞坂中、綸命下り、直ニ花城ヲ抜キ、彦城ヲ火シ、二条之城ヲ屠り、同時一勢ニ率テ、和泉将帥トシテ上京シ、幕吏ヲ追払ヒ、粟田ノ宮ノ幽閉ヲ解奉リ、參廷之上、聖駕ヲ奉シ、蹕ヲ花城ニ奉遷、

皇威ヲ大ニ張り、七道之諸藩ニ命ヲ賜ヒ、陛下親シク兵衆ヲ率ヒ賜ヒ、直ニ函嶺ヲ以テ暫ク行宮トシ給ヒ、幕府之科ヲ正シ、即前非ヲ悔、罪ヲ謝スル時ハ、官職ヲ剥ギ、爵禄ヲ削テ、諸侯之列ニ加ヘ、若シ命ニ叛キ候時ハ、速ニ征伐スルモノ、第一上策トス、

中 策

一、和泉出伏之上、綸命下リ上京、直ニ幕吏ヲ払ヒ、粟田宮ノ幽閉ヲ解キ、二条城ヲ拔テ、是ニ寄り、大ニ皇命ヲ四方ニ下シ、義侯ヲ募リ、其後華城ヲ拔テ、大駕ヲ遷シ奉リテ幕罪ヲ正ス。是ヲ中策トス。

下 策

一、和泉出京、陽明家へ參殿之上、漸次決議ニテ、幕吏ヲ攘テ、粟田宮之幽閉ヲ解キ、二条之城ヲ拔テ是ニヨリ、官軍ヲ募リ、皇威ヲ張テ、幕罪ヲ正シ、華城ヲ拔テ、尊攘ヲ議スルモノヲ下策トス<sup>53)</sup>

上中下の3策のいずれも、京都からの幕吏の放逐及び粟田宮の幽閉解除と並んで、二条城・大坂城という幕府の軍事拠点——上策のみ、彦根城も対象に加える——の攻略を想定している。その性質上、武力の行使は不可欠であろう。平野は「何卒一等ノ上策ニ出候様、神速ニ天決奉仰願候」<sup>54)</sup>と述べているが、上策は、久光の滞坂中という最も早期の作戦行動の開始、大坂城への天皇の遷座、「七道之諸藩」への下令による兵力動員、箱根への天皇親征などを規定している。そして「幕府之科」を糾問し、謝罪した場合は「官職ヲ剥ギ、爵禄ヲ削テ、諸侯之列ニ加ヘ」、抗命した場合は「速ニ征伐スル」としている。反抗すれば「征伐」され、恭順した場合であっても、徳川家は征夷大將軍職を剥奪されて、一大名に格下げされることになり、いずれにしても徳川幕府の存在は否定されることになる。

ただし、ここで注意を要するのは、徳川家が「諸侯」として存続する可能性が残されている点である。すなわち平野は、諸侯（大名）という封建領主権力の存在意義については、自明のものと見なしていたことになる。そもそも上策では、幕府を問罪するための兵力の動員は、朝廷から「七道之諸藩」

## 藩屏概念の具現化をめぐる相剋（工藤）

に命じてなされることになっており、「諸藩」の存在がない限り、上策は成立し得ないことになる。その点では中策も同様であり、大坂城を攻略する前に「大ニ皇命ヲ四方ニ下シ、義侯ヲ募」ることになっていて、「義侯」（正義の諸侯）の存在が期待されている。下策は「官軍ヲ募」としていて、上策・中策の記述との対比を考慮すれば、この「官軍」とは、藩権力に依拠しない形態の戦力を指していると推定されるが、鳥津久光の兵力の動員を立論の前提としている点では、下策と上策・中策との間に相違はない。

平野は「七道之諸藩」の兵力を総動員する上策の採用を要望しており、そうしない限り幕府を屈服させることはできないと考えていた。「上策ニ出候へハ、勞セスシテ其功十分ニ御座候」と期待できるが、「若下策ニ落候へハ、勞シテ功ナキ而已ナラズ、却テ後害ヲ醸シ候儀モ可有之」と危惧している<sup>55)</sup>。平野がそう考えるのは、藩の兵力に依拠しないかたちの義挙に彼自身が否定的なためであった。「義徒烏合計ニテハ、僅数百人之事ニテ、志ヲ不遂而已ナラズ、却テ後害ヲ引出候様ニ至リ可申ニ付、是非ニ大諸侯ヲ頼マズシテハ、逆モ不叶事」であると認識しており、「薩ノ一國挙テ勤王之儀相決」したのを機会にして、「是非共此度大挙シテ、恢復之基ヲ開キ候含」であると、平野は述べている<sup>56)</sup>。

諸侯の兵力を重視し、それに期待する点では、真木和泉も同様であった。真木は文久元年12月12日に「義挙三策」をまとめ、①「勸<sub>レ</sub>諸侯<sub>一</sub>挙<sub>レ</sub>事得失」、②「仮<sub>レ</sub>諸侯兵<sub>一</sub>挙<sub>レ</sub>事得失」、③「義徒挙<sub>レ</sub>事得失」について論じている。真木は「只諸侯を勧めて事を挙げしむるを以て上策とす」と評価する。それは、「今事を挙ぐるには、九千の兵なくんば有るべからず。少くしても必ず三千は無くては不叶也。然れば大諸侯にあらざれば挙ぐることを得ず」という認識に基づいていた。上策の①（諸侯を勧めて事を挙ぐ）に対して、②（諸侯の兵を借りて事を挙ぐ）は中策、③（義徒にて事を挙ぐ）は下策と評価される。③が下策とされる所以は、まず何よりも「義徒のみならば、皆義勇とは云へども、資糧もなく、器械もなく、其勢誰が見ても孤弱なるべし」という点にあった。そのため「下策は勿論危くして用ふべからず」という評価に

なる。それに対して「中策に出づる時は、十に八九は成就すべし。上策に出づる時は、万が万まで成就疑ひなし」と、真木は予想する。「封建の世にて、烏合の衆にて事を挙ぐるは、其轍もなければ、必ず出来ぬ事なるべし」, 「烏合憤激にては敗れ、諸侯勤王にては成る」と考える真木は、「然れば義士憤激の腸をおさへて、百方手を尽くし、大国にて義を尚ぶ君に説き、事を挙げしむるに若くはなし」と結論付けている<sup>57)</sup>。

## (2) 薩摩藩尊攘激派の方策とその性格

封建諸侯の兵力に依拠すべきことを積極的に説く平野国臣や真木和泉を同志に迎え、薩摩藩の尊攘激派は義挙に向けて、いかなる方策を立てたのか。有馬新七や田中謙助とともに同藩激派の中心であった柴山愛次郎と橋口壮介は、佐土原藩（薩摩藩の支藩）の富田孟次郎（猛次郎、諱は通信）に宛てた書翰（文久2年2月朔日付）において、「和泉殿（島津久光）上京以前に、勤王勇士の勢を以て城州伏水に義兵を挙げ、所司代酒井若狭守等姦計ある幕賊を斃し、和泉殿上京を待受け」とともに、江戸で「安藤を斃し、彼地に於て一挙」を起して、「東西気脈を通し合せ、一時に両姦魁を斃」すという方策を示している。前年の有馬の上書A及びBの内容と比較しても、所司代酒井忠義及び老中安藤信正が排除の対象である点では変化がなく、また武力行使を想定している点は、上書Bで示された志向性と合致している。変化がみられるのは、第一に、酒井と安藤を排除するための戦闘行動を久光の統制から離れたかたちで起こそうとしている点である。この変化は、久光の「干戈ヲ用ヒス国体ヲ傷ハス」という方針を察知した結果であろう。武力を行使しない限り酒井・安藤の排除は不可能であると仮定すれば、その目標を達成するためには武力不行使を方針としている久光の統制下からは離脱せざるを得ないという帰結となる。変化点の第二は、「肥後には宮部鼎蔵、蒲生太郎、轟武兵衛、鹿子木兵助、筑後には真木和泉父子兄弟一族、筑前には平野次郎、秋月には海賀宮門、豊後岡には小河弥右衛門、此人々には我より直ちに盟約致候、貴君には尊藩の同志を募り、伏水の方にて御尽力相成度」とあるよう

藩屏概念の具現化をめぐる相剋（工藤）

に、藩外の志士との協同——「西国勤王之士申合」——の下での義挙を図っている点である。そして第三の変化点は、「鎌倉以前の大御代に挽回し、朝威を内外に輝すへきの時節到来」という表現にみられるように、幕府の存在の否定が含意されている点である<sup>58)</sup>。この点については、柴山・橋口の両名に宛てられた前出の平野国臣の書翰（「培覆論」）の影響が窺われよう。

その後、既述のように鳥津久光から藩士に対して、藩外の人間との私的な交際・接触を禁ずる旨が2度にわたって論達された。久光の確固とした意思が示されたわけであるが、久光の統制から離れて、藩外の志士との協同の下、武装蜂起を企図していた有馬ら激派は、自分たちの行動を久光への忠誠という観点からいかに評価していたのか。この疑問に関しては、義挙計画に参加していた岡藩士小河一敏（弥右衛門）の手記に次のように記されている。

薩藩にて和泉殿供の人々は他藩の士には漫に面会の事は許されざる由なれども……両士（有馬新七・田中謙助）は密に河内介と一敏とに面会ありて事を議るに、「今度着坂前後よりのさま何にとも心ゆかずと雖も、兎まれ角まれ尊攘の大義こそ眼目なれ、其第一は姦吏を除くの外なし。今の世に当り順を以て之を除かんこと甚だ難ければ、兵を挙て殿下と所司代とを除くの外なし。然るときは天下列藩太平の酔夢も醒めて一新の端を開くべし。此時に当り非常のことをなさざれば尊攘の道立べからず、いざや和泉殿の命を待たずして傍より出て姦賊を斃しなば、夫に随ひては和泉殿必ず大処置あるべし。是れ和泉殿の意に背くに似たりと雖も、其实是斯くありてこそ和泉殿の功業も大に立べけれ、されば取も直さず和泉殿への忠節も此外なし。否らざれば大功決して立難かるべし」と評決し……<sup>59)</sup>

薩摩藩の有馬と田中謙助が大坂において田中河内介・小河と合議し、4者で合意した内容が述べられている。この合議がいつ行われたのかは判然としないが、4月17日以前であることは確かである。有馬と田中謙助が久光に

随従して大坂に到着したのが同月10日なので、合議は10日から17日の間に持たれたことは間違いない。この合議で「兵を挙て殿下と所司代とを除く」こと、すなわち武装蜂起による関白九条尚忠と所司代酒井忠義の排除が決定された。有馬らは「是れ和泉殿の意に背くに似たり」と自覚しつつも、「和泉殿の命を待たずして傍より出て姦賊を斃しなば、夫に随ひては和泉殿必ず大処置あるべし」という見通しに立って、彼らの義挙により、結果的に「和泉殿の功業も大に立べけれ」と予想することで、「されば取も直さず和泉殿への忠節も此外なし」と自己評価している。このような論理によって有馬らは、自分たちの義挙計画を久光への忠誠という観点からも正当化したわけであるが、ここで問題となるのが、激派の手で「姦賊」を除いた後、久光が行うであろうと予期されている「大処置」とは、具体的に何を指しているのかという点である。以下、この点に留意してその後の展開を追ってみたい。

久光が4月16日に近衛邸へ参殿し、「暫く滞京あるべき由御内勅」があったこと、そして朝廷から「久世閣老早々上洛あるべき由関東へ仰下され」ることが伝わると、18日に小河は再度、有馬新七・田中謙助・柴山愛次郎・橋口壮介と合議し、「和泉殿京都の都合宜しと雖も、我々の心にては却て悪しくこそ思はるれ」との認識で合意した。その理由は「久世閣老を召して事を議せられんなど云へる如き寛緩の事にして、尊攘の大義思はしく行はるべしとは夢々思はれざるなり」という判断に基づいていた。有馬は前年の上書Aにおいては老中久世広周への期待感を示していたが、その姿勢を後退させたことになる。そして事態打開のため、久光の活動を「正兵の道」と位置付ける一方、「正奇備はりて事整ふべし」との考えから、激派が「奇兵の道」として「傍より一挙して姦を除く」ことが決議された<sup>60</sup>。では、その「奇兵の道」とは、具体的にどのような方策であったのか。

薩摩藩士柴山景綱（竜五郎）の回想によれば、彼が4月20日に田中謙助から義挙計画への参加を勧誘された際、田中は、「今般久光公……上京以テ陛下へ数条ノ建言アリシ処、先ツ閣老久世大和守ヲ京師へ召サルノ由、然ト雖トモ幕威中々猖獗ニシテ、容易ニ効ヲ奏スルニ至ラザルト想慮ス……

## 藩屏概念の具現化をめぐる相剋（工藤）

公京ニ在リテ王政ヲ輔翼セラルト雖モ、恐クハ其措置稽緩ニシテ、恢復ノ策敢テ成シ難シ」と述べており、この「措置稽緩ニシテ、恢復ノ策敢テ成シ難シ」との発言は、上記の18日の合議での「寛緩の事にして、尊攘の大義思はしく行はるべしとは夢々思はれざるなり」という合意内容に符合している。そして田中は、「急ニ吾カ徒ヲ以テ京師ニ至リ……叡慮ヲ惱シ奉リシ九条閔白ト酒井所司代ヲ襲撃シ」、相国寺に「幽屏」されている青蓮院宮（栗田宮）を救出して、「其儘御参内ノ供ヲ成シ、我が徒ノ建白且ツ御口上ヲ以テ、島津久光公ニ在京ヲ御命シ、悉ク公ノ建白ヲ御用ヒ、三百大名ニ飛檄ヲ馳セ、急ニ上京ヲ御命シ、集会以テ国是ヲ相定メ」という方策を明かした。また田中は、「幕若シ命ニ逆ヒ順ニ抗スアラバ、則其罪ヲ責メテ討伐ヲ加ヘラルベキ等、他ハ臨機応変ノ事ト為」すとも付言している。「宸襟ヲ安メ奉リ、且万民ノ為メ、又久光公ノ志ヲ遂ケ給フ事ヲ為スハ、吾徒ノ本分タルベシ」とされ、「吾徒斃ルト雖モ、天下ノ義士続々相継テ起リ、公文成就ハ遂ケ給ハルベシ」という見通しが示されている<sup>61)</sup>。

義孝の方策については富田通信（孟次郎）も、明治27年（1894）の旧藩事蹟取調所での講演のなかで、（柴山景綱の回想と同日の）4月20日に橋口壮介から次のように告げられたと証言している。

和泉様の御都合未だ運び兼ねが、大坂滞在の者に上京せよとの報知もなし、就ては此儘因循しては機会を失する事あらんも量るへからず、何れ有志の手を以て一つ事を起し、和泉様の御志を遂させ給ふ丈の事を脇より成すは、有志の本分ならん、其基を成さんには何をか先にせんとならば、九条殿は……心を関東に翻し、兎角叡慮の行はれざる様に内通し、隠謀あるは衆の明知する所なれば、先九条殿を襲ひ、直ちに相国寺に幽囚なる栗田宮の御牢を打破り、血刀の儘で御供奉り御参内を勧め奉り、宮様より上奏の要領は、第一島津和泉に在京を命せられ、同人の建白を御採用速に飛檄を伝へ、三百大名を輦下に召れ、国是を確定ありたしと歎願せん、夫に付長州は三百余人京師にありと久坂玄瑞此方に引合たり、



所司代酒井若狭守姦計を以て幕府に通謀し、天朝の障碍を成す者なれば、長州の勢を以て是を破らんと示談整ひたり<sup>62)</sup>

久坂玄瑞を初めとした「長州の勢」が酒井所司代の襲撃を担当するとの記述以外は、富田の証言は柴山の回想とほぼ一致している。久光への忠誠に関しても、「和泉様の御志を遂させ給ふ丈の事を脇より成すは、有志の本分」であるとされている。ただし、ここでは幕府本体への対応については言及されていない。この点について富田は、講演後の質疑応答において、「直ちに討幕に出るの趣旨にはあらざりしや」との質問に対し、「和泉殿に尊王攘夷の事を任せられ、京都に在留を命せられ、直ちに三百大名を輦下に召され、国是を定められる事を歎願せんとの本意でありました」と答えている。重ねて「始から九条殿を襲ひ、所司代を斬り、直くに軍を仕掛けると云ふ事でなかりしか」と尋ねられても、富田は「国是を定むると云ふに止る」と改めて返答している<sup>63)</sup>。上述のように柴山の回想には、「三百大名」を京都に召集して「国是」を定めるにあたって、「幕若シ命ニ逆ヒ順ニ抗スルアラバ、則其罪ヲ責メテ討伐ヲ加ヘラルベキ等、他ハ臨機応変ノ事ト為」すとの記述があるのを考慮して、この富田の証言の内意を推測すると、義挙の最終目標はあくまでも「国是」の確定であって、「討幕」については幕府が抗命した場合の対応措置——「臨機応変ノ事」——であるとの認識であった、ということではないかと思われる。前項でみたように、平野国臣は「回天三策」の上策において、天皇親征による問罪に対して幕府が恭順するか反抗するかにかかわらず、いずれの場合であっても幕府を廃絶するよう主張していた。はたして義挙計画に参加した志士たちが皆一様に、平野のような考えを抱いていたのかどうかは判然としないが<sup>64)</sup>、少なくとも幕府が朝命に抗した場合は、武力を用いて「討伐」すべきとのコンセンサスは形成されていたと考えてよいであろう。

「干戈ヲ用ヒス」という久光の周旋方針では、仮に幕府が朝廷の指示に従わなかった場合であっても「討幕」というオプションは採り得ないことにな

藩屏概念の具現化をめぐる相剋（工藤）

る。老中久世広周の上洛というような「寛緩の事」,「稽緩」な措置では,「尊攘の大義」に基づく「恢復ノ策」は成し得ないと考える有馬新七ら激派にとって, 武力の不行使という久光の方針は, 却って彼の国事周旋——「和泉殿の功業」,「久光公ノ志」,「和泉様の御志」——を阻害する因子でしかあり得ないと考えられたのである。故に有馬らは, 久光による「大処置」を念願することになる。小河一敏の手記において「和泉殿の命を待たずして傍より出て姦賊を斃しなば, 夫に随ひては和泉殿必ず大処置あるべし」と記されているところの「大処置」とは, 武力の不行使という方針の撤回を指すのではあるまいか。この推定の妥当性については, 以下にあげる寺田屋事件発生後の事態収拾の様子が, それを傍証するものとする。

4月23日, 久光の命を受けて激派の論旨鎮静のために, 奈良原喜八郎（幸五郎）ら薩摩藩士9名が寺田屋に派遣された。奈良原たちは義拳計画を主導する自藩の有馬新七・田中謙助・柴山愛次郎・橋口壮介に対する説諭に努めたが, 有馬らが応じなかったため, 彼らを含む自藩士8名を上意討ちにした。奈良原たちはその後, 寺田屋に集結していた藩内外の志士たちを説得して, 彼らを京都の薩摩藩邸に収容した。上述の富田通信の講演に参会した柴山景綱（竜五郎）の証言によると, 奈良原は寺田屋1階での乱闘の後, 階上にいる柴山らを次のように説得したという。

礪と私を見て「竜五郎, 竜五郎」と手を拍ち, 「一時待て, 一時待て, 和泉様の君命じや, 君命じや, わい共は和泉様の御前に罷出て, 具さに此有様を申上よとの事じや, 和泉様も御同意の事じやが, 和泉様に申上で, それから其事を計つたが宜かろう, そいでも聞かず事を破ぶれば, 天下の事は, 最早是れ切りじや, 是れ切りじや, 鎮めて呉れ, 鎮めて呉れ」と, 頻りに申しました……<sup>65)</sup>

このように奈良原は, 久光は激派と同意であると告げることで事態の鎮静を図った。この奈良原の発言を受けて, 激派志士の間で話し合いが持たれ, 「最

早事のこゝに到りては、潔く屠服（屠腹カ）して、赤心を明すより外はない」との意見とともに、「公の御前に罷出て、此の事を申上、和泉様と共々明晩事を挙るほうが宜かるふ」という意見も出た。後者の意見については、柴山の回想録では「幸ヒ公御同意ナレバ、公ノ前ニ往キ此ノ状ヲ具申シ、公ニ頼リテ以テ挙ヲ果スニ如カス」と表記されており、久光の同意という点が重視されたことが判明する。態度の揺れる志士たちに対して奈良原は再度、「今晚の事には、和泉様にも御同意の事なれども、今晚は是から京都まで参へるには、早や、夜も更けるから、明晩は盟つて和泉様始め一統で、大挙することゝと致しますで、今晚だけは御鎮り下さい……早く和泉様の御前へ罷出、此訳を申上ざれば、時間も移りますから、早く御出下さるように」と説得した。そして最終的に、真木和泉の「今晚の事は、和泉様も御同意の事であり、拗つて共々一挙致しますそうです」、「和泉様は御同意でござります……一先つ錦の御屋敷（京都薩摩藩邸を指す）に纏り、明夜和泉様共々大挙致しますせふ」という発言が決め手となり、激派志士は帰服することになった<sup>66</sup>。

真木の日記には「河州（田中河内介）与<sub>二</sub>奈良原喜八郎<sub>一</sub>相對而語。喜囑<sub>三</sub>予等靖<sub>二</sub>楼上<sub>一</sub>。乃与<sub>二</sub>河州<sub>一</sub>共登<sub>レ</sub>楼而論<sub>レ</sub>之。皆諾」<sup>67</sup>とあり、真木の説得は奈良原からの依頼によるものであったことがわかる。真木の発言について、富田は「和泉様御同意と唱へしは騒擾を鎮め、人々を安るする（安んずるカ）為の一時の奇策なりしならん」と述懐している。しかし富田自身が言うように、志士たちは「寺田屋にては頼み切たる人々を殺され、悲哀に堪ず自殺せんと思念の央に、和泉様は御同意なり明晩共々大挙せんとの声聞き、然らば猶進て今一度と憤発の心を起し」たのであった<sup>68</sup>。すなわち志士たちは、久光の意向が自分たちとともに「大挙」することにあると捉えたため、久光の統制下に服したのである。

真木の説得については、富田が「一時の奇策」と評しているように、「和泉守固より久光の同意を信ずるものではない」<sup>69</sup>と解釈することもできようが、真木は事件の翌日に当たる4月24日付で作成した久留米藩主有馬慶頼への上書において、田中河内介から伝聞した話として、同月15日（正しく

## 藩屏概念の具現化をめぐる相剋（工藤）

は16日)に久光が近衛邸を訪問した際、「万一右勅旨之儀関東にて御請無之候はゞ、諸侯方へ追討之儀可被仰付、自然諸侯右追討御請不申候はゞ、薩州にて討ち可申旨、和泉様より被申立候趣被申聞候」と記している。「右勅旨之儀」とは「関東御政務只今之通にて不相濟、先づ一橋・越前侯御後見に相立て候て、殊に東照宮旧政に復し、奸猾之分は取除き、是迄正義を以て罪を得候者、一々差免、且御手薄に付、天下の義徒を以て衛兵と致し、右宛行之儀は、薩州より相弁じ可申」との内容を指している。すなわち真木は寺田屋事件後の時点で、薩摩藩による幕府の「追討」の可能性について言及しているのである。真木によれば、田中河内介は大坂薩摩藩邸に潜居していた時に、久光により派遣された大久保一蔵から上記のように説明を受けたという<sup>70)</sup>。第3節でみたように久光は、実際には朝廷に対して、「大名二三家江御内勅被相下、若幕役共違勅之趣も有之候ハ、速ニ弁責任候様被仰渡度事」<sup>71)</sup>と要請しており、「追討」という表現は用いておらず、追及する対象も「幕役共」に限定している。このように久光の方針とそれについての真木の認識との間には齟齬が認められるものの、真木は久光による「追討」の可能性に賭けて、志士たちの説得に当たったと考えることができよう。そもそも真木は「義拳三策」において、「勸諸侯<sub>ニ</sub>拳<sub>レ</sub>事」を上策とし、「然れば義士憤激の腸をおさへて、百万手を尽くし、大国にて義を尚ぶ君に説き、事を挙げしむるに若くはなし」と説いていた。「泉公（島津久光）之拳甚緩」<sup>72)</sup>と認識していた激派志士にとって、久光が武力不行使の方針を撤回し、老中久世広周の上洛を待たずに、彼ら激派とともに「大拳」することになれば、彼らの義拳計画における所期の主要目的は未然に達成されることになろう。ここに激派志士が久光の統制下に服することになった理由があり、久光への忠誠を念頭に置いて策定された義拳計画の特性が示されているのである。

## 結 び

本稿を結ぶに当たり、まずは本論において確認したポイントをいくつか挙

げてゆきたい。

文久元年（1861）、有馬新七は藩主島津茂久への上書において、「皇室再造」を期した薩摩藩による国事周旋を建言した。この建言は、島津家は「皇国之藩屏」であるという理念に基づくもので、藩主に対して「臣子之御職分」を果たすよう要請するものであった。有馬は天皇を「大君」と見なし、大名とその家臣も「朝廷の臣民」である限りにおいて、朝廷の下では根本的に平等であると認識していた。そのような見地から大名家内部の主従関係は、天皇との「大君臣の大義」との比較上、「小君臣の義」と相対化されていたが、有馬は「小君臣の義」の価値を否定していたわけではなく、藩主が勤王に努めるように働きかけることが、「忠良の臣」としての在り方であると考えていた。すなわち有馬による藩主への建言は、「忠臣」としての行為の一環であった。

島津久光の国事周旋方針は、主要目標の設定などの点で、基本的に有馬ら尊攘激派の考えと大差はなかった。しかし、目標達成の手段として武力を行使するか否かという点、そして幕府の廃絶の可能性を視野に入れるか否かという点で、久光と激派の間には懸隔があった。また、久光は自らの国事周旋にあたって、「藩屏之任」の遂行という理念を抱いていたと推定される。藩屏概念は島津家主従の共通認識であったが、その具体化の方法をめぐる久光と激派は対立することになった。

久光の率兵上京を機とした、尊攘激派による武装蜂起（義拳）計画に参加した平野国臣や真木和泉は、討幕拳兵を意図していた。両人とも討幕戦のためには封建諸侯の兵力に依拠すべきことを積極的に説いており、封建制の意義については自明なものと認識していた。

久光から藩外の志士との交流・接触を禁じられても、有馬ら薩摩藩の尊攘激派は、久光の統制から離れて、藩外の志士との協同の下、武装蜂起計画を進めていった。有馬らは自分たちの行動が、久光の意に反していることを自覚しながらも、彼らの義拳が結果的に久光の功績に資することになるという見通しの下、義拳を久光への忠誠行動として正当化した。激派は義拳の決行

## 藩屏概念の具現化をめぐる相剋（工藤）

によって、久光に武力不行使の方針を撤回させることを意図していたと推測される。激派は武力行使を認めない限り、幕府に改革を迫って、それを受諾させることは担保できず、久光の周旋活動は成功し得ないと考えた。義挙により久光が方針を転換せざるを得ない状況を創出することが、激派の目指すところであったと思われる。寺田屋での流血の後、有馬ら指導者層を失った激派志士たちは、久光の統制下に服した。彼らが自決という選択肢を採らず、帰服の道を選んだのは、久光が彼らと同意であり、共に「大挙」する意向であるとの説得を受け入れたためであった。

以上、先行研究において既に論じられている点も少なからずあるが、これらのポイントを踏まえながら、最後に久光と激派の対立を、藩屏概念の具現化をめぐる相剋という見地から解釈したい。久光と有馬ら激派は、薩摩藩による国事周旋の必要性については認識が一致しており、その方針においても多くの共通点が認められる。これは両者が「藩屏」という概念を共有し、島津家は藩屏として勤王に努めなければならないという点で、認識を同じくしていたことが少なからず影響していると考えられよう。「皇国復古」（久光）、「皇室再造」（有馬）という大目的において、両者には相違がなかったにもかかわらず、そのための手法をめぐって両者は対立する。それは藩屏の任の遂行のために、武力を用いるか否かという判断をめぐる対決であったと言えよう。この相剋が寺田屋での流血を招来したのであった。

## 註

- 1) 池田敬正「薩摩藩と寺田屋の変」（『日本史研究』87, 1966年）参照。
- 2) 町田明広『幕末文久期の国家政略と薩摩藩』（岩田書院, 2010年）第一章, 参照。
- 3) 浅井清『明治維新と郡縣思想』（巖南堂書店, 1939年）61～64頁, 森谷秀亮「明治初年における府藩縣三治制」（『駒澤史学』14, 1967年）1～5頁, 山口宗之『真木和泉』（吉川弘文館, 1973年）239～244頁, 同『改訂増補・幕末政治思想史研究』（ぺりかん社, 1982年）252～255頁, 参照。
- 4) 町田前掲書, 77頁, 参照。
- 5) 芳即正『島津久光と明治維新』（新人物往来社, 2002年）87～88頁, 参照。

- 6) 毛利敏彦『明治維新政治史序説』（未来社、1967年）129頁、参照。
- 7) 佐々木克『幕末政治と薩摩藩』（吉川弘文館、2004年）31～44頁、拙稿「幕末薩摩藩精忠組の突出脱藩計画にみる忠誠観」（『国史館大学政経論叢』169, 2014年）参照。
- 8) 日本史籍協会編『大久保利通文書』一（東京大学出版会、1967年覆刻）39頁。引用文中の括弧内は工藤による（以下、特に断らない限り同じ）。
- 9) 藩兵派遣をめぐる島津久光と精忠組の交渉過程（精忠組サイドの交渉担当は、主として大久保利通が務めた）については、佐々木前掲書、44～58頁、参照。
- 10) 久保田収編『有馬正義先生遺文』（藝林会、1970年／以下、『有馬遺文』と略記）352～353頁、参照。なお、同一文書として、渡辺盛衛編『有馬新七先生伝記及遺稿』（海外社、1931年／以下、『有馬伝記・遺稿』と略記）365～366頁。以下、テキストの引用は『有馬遺文』に拠り、参考までに『有馬伝記・遺稿』の該当ページを付記する。
- 11) 『有馬遺文』353～354頁（『有馬伝記・遺稿』366頁）参照。
- 12) 『有馬遺文』354頁（『有馬伝記・遺稿』366～367頁）参照。
- 13) 『有馬遺文』355～356頁（『有馬伝記・遺稿』368～369頁）参照。
- 14) 『有馬遺文』358頁（『有馬伝記・遺稿』370頁）。
- 15) 『有馬遺文』361頁（『有馬伝記・遺稿』376頁）参照。
- 16) 『有馬遺文』361頁、362頁（『有馬伝記・遺稿』376頁）参照。
- 17) 前掲拙稿、参照。
- 18) 鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料 忠義公史料』第一巻（鹿児島県、1974年）542頁、543頁。
- 19) 『有馬遺文』362頁（『有馬伝記・遺稿』376～377頁）参照。
- 20) 『有馬遺文』358頁（『有馬伝記・遺稿』370頁）。
- 21) 『有馬遺文』359頁（『有馬伝記・遺稿』371頁）参照。
- 22) 『有馬伝記・遺稿』297～298頁、参照。なお、「都日記」の原本は現在、所在を確認できず、はたして参照箇所が確かに日付に即して記されたものなのか、あるいは後日補筆されたものなのかは不明である。
- 23) 『有馬遺文』145頁、参照。
- 24) 『有馬遺文』145頁（『有馬伝記・遺稿』209頁）。
- 25) 同上。
- 26) 『有馬遺文』146頁（『有馬伝記・遺稿』210頁）。
- 27) 『有馬遺文』146～147頁（『有馬伝記・遺稿』210～211頁）参照。
- 28) 『有馬遺文』147頁（『有馬伝記・遺稿』211頁）参照。
- 29) 『有馬遺文』146頁（『有馬伝記・遺稿』210頁）参照。引用文中の括弧内は有馬による傍訓。

藩屏概念の具現化をめぐる相剋（工藤）

- 30) 日本史籍協会編『島津久光公実紀』一（東京大学出版会，1977年覆刻）44～46頁，参照。
- 31) 同上，46～47頁。
- 32) 同上，47頁，参照。
- 33) 同上，47～50頁，参照。
- 34) 同上，50頁。
- 35) 同上，同頁，参照。
- 36) 同上，51頁。
- 37) 同上，同頁。
- 38) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 玉里島津家史料』一（鹿児島県，1992年／以下，『玉里島津家史料』一と略記）362～363頁，参照。
- 39) 『島津久光公実紀』一，73頁，参照。
- 40) 『玉里島津家史料』一，362頁，参照。
- 41) 同上，362～363頁，参照。
- 42) 同上，364頁。
- 43) 同上，363～364頁，参照。
- 44) 島津久光は，文久2年1月の近衛家への内示（ただし，同元年12月作成）では，「幕役」が「万一不軌ヲ謀リ候者，長藩其外水府諸浪人四方蜂起シテ義挙可致者，案中之势二御座候」と述べており（『島津久光公実紀』一，50頁，参照），「諸浪人」による蜂起を「義挙」と評価している。なお，町田前掲書は，久光の率兵上京の「過度な武装」は，幕府との交渉のためでなく，「浪士対策」を想定したものであったと解している（46頁，参照）。
- 45) 鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料 忠義公史料』第四卷（鹿児島県，1977年）215頁。
- 46) 薩摩藩に先行して，長州藩が長井雅楽の「航海遠略策」を藩是として国事周旋を開始していたが，老中安藤信正と協調する長井の存在は，薩摩藩にとって排除すべき対象であった。
- 47) 『大久保利通文書』一，403頁，大川信義編『大西郷全集』第一卷（大西郷全集刊行会，1926年）778頁，参照。
- 48) 池田前掲論文，15頁。
- 49) 町田前掲書，48～53頁，参照。
- 50) 池田前掲論文，14頁，町田前掲書，52頁，71頁，参照。
- 51) 「平野國臣遺稿」（平野國臣顕彰会編『平野國臣伝記及遺稿』所収，象山社，1980年復刻）39頁，40頁，参照。
- 52) 同上，47頁。
- 53) 同上，46～47頁。



- 54) 同上, 48 頁。
- 55) 同上, 46 頁, 参照。
- 56) 同上, 45 頁, 参照。
- 57) 真木保臣先生顕彰会編『真木和泉守遺文』（伯爵有馬家修史所, 1913 年）192～197 頁, 参照。
- 58) 小河一敏「王政復古義拳録」（『幕末維新史料叢書』5 所収, 新人物往来社, 1969 年）24～25 頁, 参照。引用文の強調は工藤による（以下同じ）。なお、『有馬伝記・遺稿』第一篇・伝記では, 本文書は 2 月 4 日付になっている（157 頁, 参照）。
- 59) 「王政復古義拳録」38 頁。
- 60) 同上, 38～39 頁, 参照。
- 61) 『柴山景綱事歴』（山崎忠和著作・発行, 1896 年）4 頁, 参照。
- 62) 富田通信「文久二年壬戌四月伏見寺田屋事件に関する事実附廿五節」（『史談会速記録』第十九輯, 史談会編『史談会速記録』合本四所収, 原書房, 1971 年）206～207 頁。
- 63) 同上, 218～219 頁, 参照。なお, 質疑は寺師宗徳によるもの。
- 64) 平野国臣は, 福岡藩主黒田斉溥（第 9 代薩摩藩主島津重豪の 9 男で, 島津久光の大叔父に当たる）を説得するために, 4 月 12 日に大坂を離れており, 結果的に義拳計画からは離脱することになった。
- 65) 「文久二年壬戌四月伏見寺田屋事件に関する事実附廿五節」213 頁。
- 66) 同上, 214～215 頁, 217 頁, 『柴山景綱事歴』17 頁, 参照。
- 67) 『真木和泉守遺文』569 頁。
- 68) 「文久二年壬戌四月伏見寺田屋事件に関する事実附廿五節」220 頁, 参照。
- 69) 宇高浩『真木和泉守』（菊竹金文堂, 1934 年）499 頁。
- 70) 『真木和泉守遺文』74 頁, 参照。なお本文書は, 実際は真木が 4 月 29 日に大坂久留米藩邸へ移送された後に作成されたものと推定されている（同書, 同頁, 参照）。また, 大久保利通は 4 月 20 日に大坂で田中河内介と面談している（日本史籍協会編『大久保利通日記』一, 東京大学出版会, 1969 年覆刻, 122 頁, 参照）。
- 71) 『玉里島津家史料』一, 363 頁。
- 72) 『真木和泉守遺文』568 頁。真木和泉の日記の 4 月 22 日条に記されている田中河内介の発言。